

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第1期白河市歴史的風致維持向上計画（以下、第1期計画という）に基づき、小峰城本丸・二之丸の石垣や小峰城道場門遺構^{どうじょうもん い こう}の修復、歴史的まちなみ景観・歴史的風致形成建造物の修景費用の一部補助、無電柱化、まちなか回遊性向上のための旧脇本陣^{きゅうわきほんじん}柳屋旅館^{やなぎ や りょかん}や丹羽長重^{に わ ながしげぶ}廟周辺の整備、都市計画道路一番町大工町線^{いちばんちょうだい く まちせん}の歩道整備、文化遺産めぐりツアーの開催、無形民俗文化財等の伝承や伝統的技術継承のための財政支援や活動記録の作成、歴史的風致の普及啓発のための歴史教科書制作及び検定実施等により、歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

これらの取り組みの結果、歴史的まちなみ景観が整備され、歴史的遺産を訪れる観光客が増加した。さらに、白河市の歴史や文化に対する理解や郷土愛の醸成に寄与することができた。

しかし、現在も人口減少や少子高齢化が続いており、今後の歴史的建造物の維持管理や無形民俗文化財等及び伝統的技術の継承にかかる担い手不足という課題は、より一層深刻になることが予想される。

（1）歴史的まちなみ景観の保全と歴史的建造物の保存・活用に関する課題

現在の中心市街地には、約400年前の慶長年間当時の街路区画といった都市計画がそのまま残されており、現在も町屋の敷地割りや歴史ある商家、蔵造りの建造物等、歴史的風致を形成する要素が多数存在している。しかし、昭和40年（1965）代以降の商業近代化の流れの中で、中心市街地の歴史的建造物の多くが看板建築やビルのような店舗に改修され、また、近年では、適切な維持管理が行われずに老朽化し、歴史的建造物が滅失する事例が増加しており、これらの状況から、通りに面した建造物の景観の統一感が失われ、壁面線が不揃いになり、良好な城下町の景観が損なわれていった。

第1期計画に基づく取り組みにより、歴史的建造物の修景にかかる費用の一部を補助することで、50棟を超える歴史的建造物が整備されたが、所有者の高齢化により高額な維持管理費用を負担し続けることが困難な状況にあること、後継者が不足していることなどが今後の課題として挙げられる。また、歴史的建造物の中には空き家・空き店舗となっている建造物があるが、それらは個人所有のものが多く、活用に関する取り組みは所有者の裁量によるところが大きく、新たな活用法が見出せないことも課題の一つである。

さらに、歴史的建造物が城下町の広域に散在しているにもかかわらず、国指定の史跡である小峰城や南湖公園に来訪者が集中しており、旧奥州街道沿いにある他の歴史的建造物への回遊性が低い現状がある。

通りに張り巡らされ、歴史的景観や祭礼の様式に変化を及ぼした電線類については、第1期計画に基づく取り組みにより一部が地中化されたものの事業未実施の区域があるため、今後も引き続き対応が必要な状態である。

(2) 文化財の保存・活用に関する課題

文化財の保存・活用に関して、国指定の史跡については、後述する「史跡^{こみねじょうあと}小峰城跡整備基本計画」や「史跡^{なんここうえん}名勝南湖公園整備基本計画」などの中長期的な計画に基づいて、個別に保存・活用が行われている。その他の文化財に関しては、文化財保護法や県・市条例に基づいた保存は行われているものの、保存活用にかかる計画が策定されておらず、包括的かつ中長期的な保存活用にかかる指針が策定されていない。また、無形民俗文化財や未指定の文化財についても、保存活用にかかる計画が策定されておらず、包括的かつ中長期的な保存活用にかかる指針が策定されていないことが課題となっている。

(3) 伝統産業や祭礼行事の継承に関する課題

祭礼行事等の無形の民俗文化財は、その本質的な部分は維持しながらも、時代の変化にあわせて緩やかにその内容や方法を変えて、現代まで伝承されてきた。しかし、近年の急激な少子高齢化の進行による後継者不足や社会情勢の変化によって、本来の形式を保つことができず、本質的な部分についても変化せざるを得なくなり、行事によっては休止を余儀なくされるなど、存続自体が危ぶまれているものもある。また、その伝承方法はほとんどが口伝であるため、各地域で祭礼行事等の変遷の記録が残っていないことも多い。そのため、今後どのようにしてそれらの無形民俗文化財の本質的な価値を維持したまま後世に継承していくかが課題となっている。

だるまの製造や酒造業、醸造業については、経済や社会の変化のなかで、技術の継承が課題であり、特に醸造業については、第1期計画策定時に13軒あった醸造業者が現在は6軒のみになっており、技術の継承という課題がより深刻になっている。

(4) 歴史的風致の情報発信と郷土愛の醸成に関する課題

これまでは、市内の歴史的・文化的資源を巡る機会を創出するなど、広く歴史的風致の情報を発信することで、それらの価値を再認識し、興味関心を高める取り組みを実施してきた。

また、白河歴史の手引き『れきしら』の作成・販売を行うことで本市の歴史・文化を広く発信するとともに、『れきしら』の内容をもとに「しらかわ検定」を実施し、本市の歴史・文化に対する正しい理解と郷土愛の醸成を図った。

これらの取り組みにより、本市の歴史・文化についての関心や理解を深める人は増加し

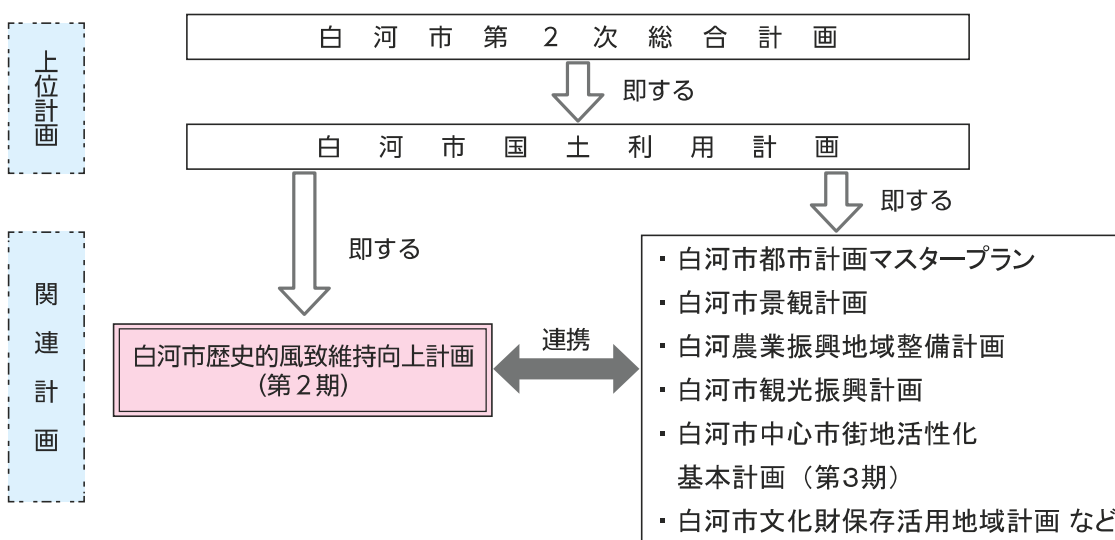
ているが、とくに小学生以下の子どもたちにとっては難しい内容も含まれているため、「しらかわ検定」に挑戦する子どもは少ない状況にある。

第2期計画においては、どのように歴史的風致の情報を発信していくのかという課題に加え、未来を担う子どもたちの郷土愛を今後どのように育んでいくかが課題となる。

2. 既存計画との関連性

本計画は、上位計画である白河市第2次総合計画に即し、白河市都市計画マスタープランや白河市景観計画などの関連計画との整合、連携を図りながら、本市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置づける。

また、本計画は歴史まちづくり法第5条の規定に基づく認定歴史的風致維持向上計画として、本市の歴史的風致の維持及び向上に関する必要な事項を定め、各種事業の推進に努める。



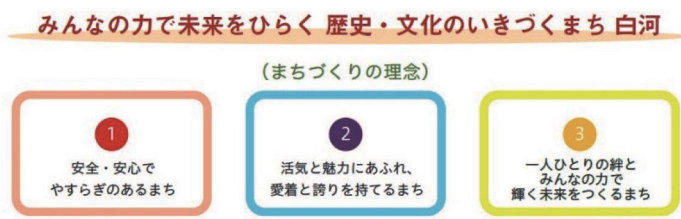
第3章

(1) 白河市第2次総合計画

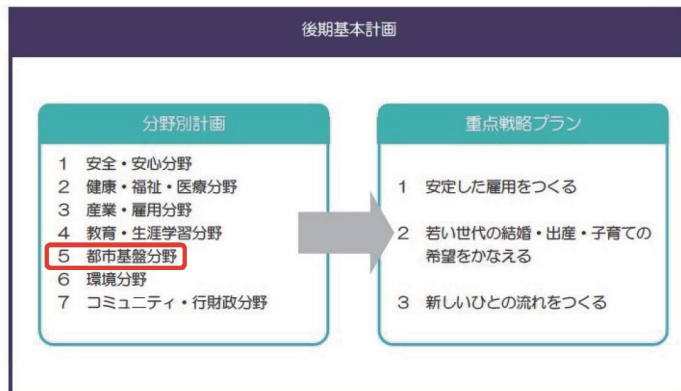
平成25年（2013）3月に策定した「白河市第2次総合計画」は、計画期間を平成25年（2013）度から令和4年（2022）度までの10年間とし、将来都市像を「みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河」と定め、自然・歴史・伝統・文化・産業などの恵まれた地域資源や地域特性を生かしたまちづくりを進め、誰もが活気と魅力を実感でき、愛着と誇りが持てるまちの形成を目指している。

現在は後期基本計画（平成30年（2018）度～令和4年（2022）度）において、まちづくりの基本理念と将来都市像の考え方を基本とし、分野別計画として「魅力ある街並みの形成」を掲げ、歴史的風致維持向上計画及び景観計画に基づき、歴史と景観を生かした白河らしいまちなみの形成に重点的に取り組むことを位置づけている。

▽将来都市像とまちづくりの基本理念

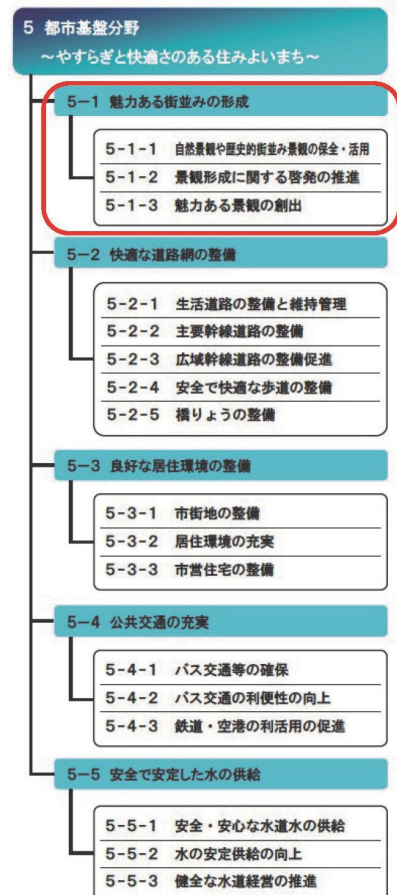


▽後期基本計画の構成



▽後期基本計画

分野別計画より抜粋



（２）白河市国土利用計画

平成23年（2011）3月に策定した「白河市国土利用計画」は、本市の将来都市像を実現するため、4つの基本方針に基づき計画的な土地利用を推進するものである。

本市の土地利用にあたり、公共の福祉を優先させ、自然的・社会的・経済的・文化的な諸条件に広く配慮するとともに、分野横断的・地目横断的な視点で土地利用政策を推進し、過去から引き継いできた白河の歴史と伝統、豊かな自然環境に恵まれた美しい市土を、次の世代に残し伝えていくことを目的としている。

《市土地利用の基本方針》

（１）コンパクトで質の高いまちを実現する土地利用

市街地の拡大を抑制するとともに、「量から質へ」をキーワードに、中心市街地の再生、良好な景観の保全・形成に向けた適切な規制・誘導、歴史的・文化的な風土や街並みの保全・再生、低未利用地の有効利用などの施策を推進する。

（２）豊富な自然環境と調和した持続的な土地利用

保全することを基本とし、厳格な管理と無秩序な開発の抑止、安定的で効率的な営農の継続などによる生産機能の維持・強化、不可欠な土地利用転換にあつての環境への配慮などに努める。

（３）安全・安心なまちづくりを実現する土地利用

自然環境の保全、空地の確保、市街地の計画的な開発、特に危険区域（急傾斜地や河川区域近辺など）における無秩序な開発の防止に努めるとともに、建築物や工作物などの耐震性・耐火性の向上、暗所や死角の解消、避難や救援を考慮した道路の整備など、総合的な観点から土地利用を推進する。

（４）市民とともに考える土地利用

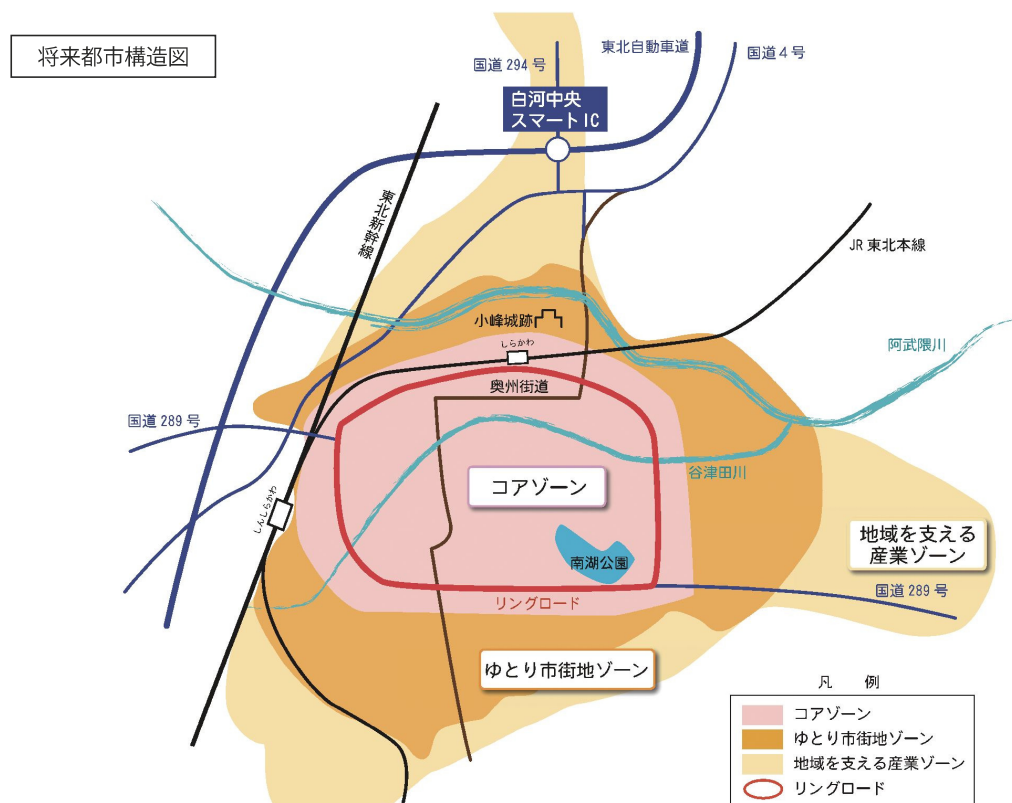
土地利用を進めるにあたり、市民やNPO法人（特定非営利活動法人）をはじめとする各種団体の参加の機会を拡大するとともに、民間事業者による提案も重視する。

(3) 都市計画マスタープラン

平成21年（2009）3月に策定した「白河市都市計画マスタープラン」は、都市づくりの出発点を「ふるさとを知ること」とし、将来都市像を「交流創造都市 ふるさと白河」と定め、ふるさと白河に住んでいる人々が400年来の歴史空間都市を改めて認識し、愛着と誇りが持てる都市を舞台に、温もりのある交流に根ざした、生活密度の高い都市づくりを進めることを目標としている。計画期間は平成21年（2009）度から令和10年（2028）度までの20年間となっている。

都市づくりの基本方針では、「城下町の都市構造を活かしたにぎわいのあるまち」として、400年来引き継いできた城下町の都市構造を大切にし、町屋の敷地を活かした歴史と風情あるまちなか居住の提案、人の顔が見える商店を大切にした中心市街地の再生、地域の温もりある交流等により、賑わいのあるまちを目指している。

また、「連続の美と空間の美のメリハリによる美しいまち」として、歴史的・文化的景観資源による「連続の美」と、自然的景観資源による「空間の美」のメリハリによる地域の個性が息づくまちなみ景観の実現を目指している。



白河市中心部の市街地の移り変わり

(4) 白河市景観計画

平成23年（2011）3月に策定した「白河市景観計画」は、計画期間を平成23年（2011）度から令和12年（2030）度までの概ね20年間を目標期間とし、「～次世代に伝える白河らしい景観～みんなで育む美しいふるさと白河」を基本理念として、景観形成を進めていくこととしている。

景観形成の目標として、「白河らしい歴史的景観を守り伝える」、「にぎわいのある美しい街並みの景観をつくる」などの6つを掲げている。「南湖公園」や「小峰城跡」、「白河関跡」など、先人が守り築いてきた後世に残すべき歴史的遺産を活かしつつ、地域の風土や文化を反映した魅力あふれる歴史的景観を育てるとともに、歴史や自然景観との調和を図りながら、魅力と賑わいのある市街地景観の形成を目指している。

また、那須連峰をはじめ四季折々に変化する山並み景観や丘陵地、河川などの自然景観、阿武隈川、隈戸川及び社川などの流域沿いなどに広がるふるさとの田園景観を守り伝えていく。市民、NPO法人、民間事業者の主体的な活動や、行政との協働により景観づくりを進め、より美しいふるさと白河の景観を未来に継承していく。

《景観形成の目標》

- (1) 白河らしい歴史的景観を守り伝える
南湖公園や小峰城跡、白河関跡など、先人が守り築いてきたかけがえのない歴史的遺産を活かしながら、地域の風土や文化を反映した魅力あふれる白河市の景観を育てていく。
- (2) にぎわいのある美しい街並みの景観をつくる
歴史や自然景観との調和を図りつつ、魅力とにぎわいのある市街地景観を形成する。また、行政関連施設や文化施設等は、周辺の景観特性と調和した質の高い形態意匠のデザインとし、景観形成の先導的役割を果たすよう努める。
- (3) ふるさとの田園景観を守り伝える
阿武隈川、隈戸川及び社川などの流域沿いなどに広がる田園景観は、優良農地としてだけでなく、都市の貴重なオープンスペースとして、また白河市の代表的なふるさとの風景として、守り続けていく。
- (4) 豊かな自然景観を守り伝える
那須連峰をはじめとする山々や丘陵地、河川など、地域の誇りある美しい風景を保全するとともに、これらへの眺望が確保できる場所や景勝地を守り育むことにより、地域の美しい自然景観を次世代に継承する。
- (5) 優れた眺望景観を守り伝える
那須連峰をはじめ、四季折々に変化するいくどり豊かな山並み景観を、白河市の景観を構成する最も重要な要素として守っていく。
- (6) 住民による身近な景観づくりを推進する
市民、NPO、民間事業者の主体的な活動や、行政との協働により、ふるさと白河の景観づくりを進め、景観資源として未来に継承する。また、景観に関する情報を積極的に発信し、市民の景観に関する意識の醸成に努めるほか、景観形成の企画・立案段階から市民の参画を図り、地域の意向を十分に反映した特色ある景観づくりを推進する。

景観計画区域の区分

歴史景観	小峰城跡・白河駅周辺地区
	南湖公園周辺地区
	白河関跡周辺地区
	城下町地区
都市景観	歴史的街道沿いの集落地区
	新白河駅周辺地区
	住宅地区
田園景観	工業団地地区
	隈戸川流域地区
	阿武隈川流域地区
	社川流域地区
自然景観	権太倉山麓地区
	八満山麓地区
	道路軸
景観軸	河川軸

※ 景観計画重点区域 景観計画推進区域
● 主要な景観資源



景観計画区域図

第3章

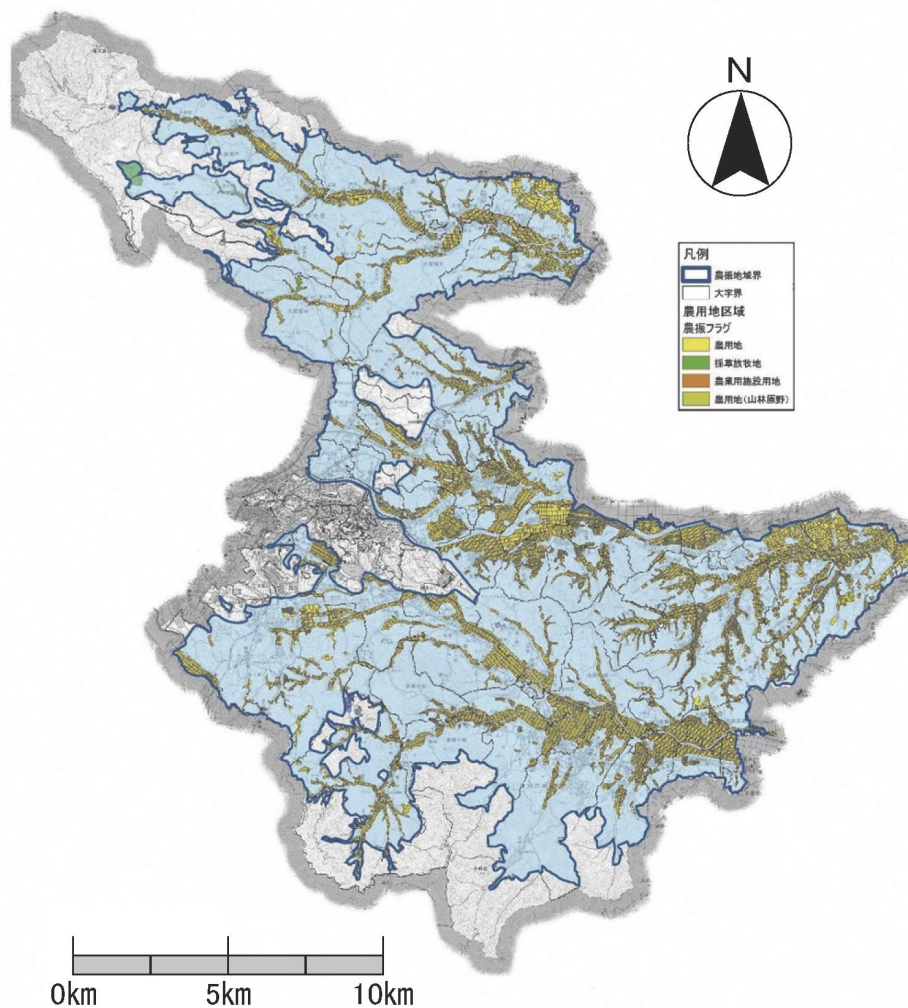
(5) 白河農業振興地域整備計画

平成29年（2017）3月に策定した「白河農業振興地域整備計画」は、農業振興を図ることを目的とした8つの計画からなる計画書である。

優良農地の確保と効率的利用についての方針を示し、さらに、農業生産基盤の整備・保全や農村生活環境施設の整備、多様な担い手の育成等についての方針を示すことにより、本市における農業の健全な発展を図る。

白河農業振興地域整備計画

- 1 農用地利用計画
- 2 農業生産基盤の整備開発計画
- 3 農用地等の保全計画
- 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- 5 農業近代化施設の整備計画
- 6 農業を担うべきものの育成・確保施設の整備
- 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- 8 生活環境施設の整備計画



土地利用計画図

(6) 白河市観光振興計画

令和2年（2020）3月に策定した「白河市観光振興計画」は、計画期間を令和2年（2020）度から令和6年（2024）度までの5年間とし、「ゆったり巡る白河散歩～上質に触れて本物に出会えるまち～」をコンセプトとして、観光振興を進めていく。

基本戦略では、「地域資源の魅力向上戦略」、「誘客宣伝と受入体制戦略」、「地域協業戦略」の3つを掲げ、地域資源の活用と再発見により本市の魅力向上を図るとともに、資源を最大限に生かすための仕組みや体制を強化し、全市をあげて観光を進めていくための基盤と機運作りを推進していくとしている。

また、本市のシンボルで歴史的資源である、国指定の史跡「小峰城跡^{こみねじょう}」、国指定の史跡及び名勝「南湖公園^{なんここうえん}」、国指定の史跡「白河関跡^{しらかわのせきあと}」をはじめ、市内各地に点在している史跡や歴史的な建物等の保護・保存に努めながら、さらなる魅力向上のため、観光資源としてのPRを推進し、本市ならではの地域資源を活用することにより観光地として一層の魅力向上を目指している。

体系図



第3章

(7) 第3期白河市中心市街地活性化基本計画

平成31年（2019）3月に策定した「第3期白河市中心市街地活性化基本計画」は、計画期間を平成31年（2019）度から令和6年（2024）度までの5年間とし、「歴史・伝統・文化が息づく市民共楽の城下町」をコンセプトとして、中心市街地活性化を進めていくこととしている。

基本方針では、「城下町の快適な暮らしづくり」、「匠と技のおもてなしの商店街づくり」、「市民共楽のふるさとづくり」の3つを掲げ、小峰城の城下町として白河地方の中心的な役割を果たしてきた中心市街地において、快適に暮らせる居住環境の形成を図るとともに、白河だるまや和菓子など、長い歴史で培われた職人の伝統の技と、個店の本来の魅力である商人のおもてなしの心により、郊外大型店とは趣向の異なる商店街づくりを目指している。

また、文化の薫り豊かな白河の風土や松平定信の「士民共楽」の理念を受け継ぎ、市民や白河を訪れる人の誰もが白河の歴史・伝統・文化を感じながら楽しく回遊し、憩うことができる環境づくりを中心市街地で推進していくとしている。

○基本施策の取り組み項目

基本方針1：城下町の快適な暮らしづくり（街なか居住の促進）

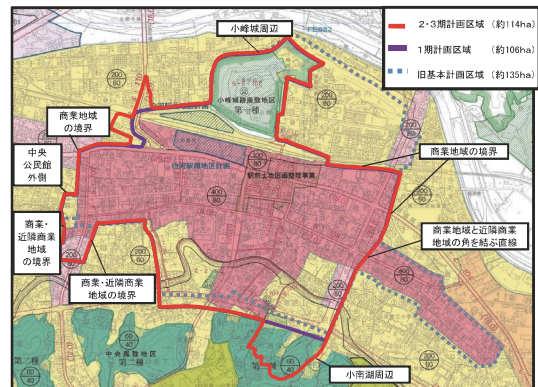
基本施策	取り組み項目
1 居住支援の充実	①住宅取得・改修等の支援
	②若者・子育て世代への支援
	③民間開発の支援
	④住宅情報の発信
2 空き家の利活用促進	①空き家利活用の体制づくり
	②空き家の改修・解体の支援
3 快適な市街地環境の整備	①安全・安心な街路の整備
	②良好なまちなか景観の形成
4 交通環境の整備改善	①公共交通ネットワークの充実
	②バス利用促進策の推進

基本方針2：匠の技とおもてなしの商店街づくり（活気あふれる商店街づくり）

基本施策	取り組み項目
1 商業機能の集積強化	①空き店舗の活用促進
	②商店街機能の再生
	③商店街の利便性の向上
2 まちなか創業の促進	①まちなか創業の支援
	②事業承継の支援
3 商店街の魅力育成・発信	①商店街の魅力向上
	②商店街・地場産品の情報発信

基本方針3：市民共楽のふるさとづくり（誰もが集い楽しめるまちづくり）

基本施策	取り組み項目
1 交流人口を増やすにぎわいづくり	①歴史文化資源の活用による魅力づくり
	②文化芸術活動の推進によるにぎわいづくり
	③伝統行事やイベントによるにぎわいづくり
	④公共空間等の活用促進
2 まちなかの回遊性の向上	①集客拠点施設利用者の回遊促進
	②まちなか観光・まち歩き推進
3 多様な交流を促進する拠点・体制づくり	①幅広い世代の交流の場の充実
	②まちづくりの推進体制の強化
	③まちなか情報の発信強化



白河市中心市街地活性化基本計画区域

（８）白河市文化財保存活用地域計画

市の文化財行政における総合的な計画となる「白河市文化財保存活用地域計画」を作成し、令和3年12月に文化庁長官の認定を受けた。計画期間は令和4年（2022）度から令和13年（2031）度までの10年間となる。市内に所在する文化財を総合的に把握し、その価値を明らかにし、市と地域が総がかりで保存・継承・活用していくための方針の施策を定める。

（９）史跡^{こみねじょうあと}小峰城跡保存管理計画

小峰城跡は、平成22年（2010）に国指定の史跡となり、平成26年（2014）に史跡として適切な保存管理を図るための指針となる「史跡小峰城跡保存管理計画」を策定した。本計画は、小峰城跡を地域に根ざした文化財として未来へ引継ぎ、史跡としての保存管理を図るための指針として策定した。

また、小峰城跡は、第1期白河市歴史的風致維持向上計画をはじめ、前述の白河市第2次総合計画や白河市景観計画、白河市観光振興計画など、白河市のあらゆる計画において常に中心をなし、歴史まちづくりの核となる史跡であることから、本計画は、市の中心的文化財の保存・管理の指針としての位置づけだけでなく、市のまちづくり上不可欠な計画として位置づけられている。

（10）史跡小峰城跡整備基本計画

史跡小峰城跡は、「史跡小峰城跡保存管理計画」を指針として保存管理を図っているが、その具体的な保存整備・活用に向けて事業の進捗を図るとともに、多くの市民が親しみをもち集う場として整備活用を図るため、「史跡小峰城跡整備基本計画」を策定した。

計画の対象期間は、平成27年（2015）度から令和16年（2034）度までの20年間とし、この期間における整備目標を制定している。計画策定後、10年を経過した時点で計画の進捗状況を踏まえ、計画の見直しを図る予定となっている。

（11）史跡名勝^{なんこうえん}南湖公園整備基本計画

南湖公園は、大正13年（1924）に国指定の史跡及び名勝となり、昭和59年（1984）と、平成21年（2009）、平成27年（2015）の追加指定を経て、現在の指定範囲となっている。市では、昭和56年（1982）度に「史跡名勝南湖公園保存管理計画」を策定し、南湖の本質的価値の保存活用に努めたが、2000年代に入ってから、周辺における土地利用や自然環境の急激な変化が課題となり、より広い視点に立脚した対応をするため、平成20年（2008）に「史跡名勝南湖公園第2次保存管理計画」を策定した。

本計画は、第2次計画で示された保存整備・公開・活用の基本方針を踏襲し、南湖の本

質的価値を損なうことなく、南湖を築堤した松平定信の理念「士民共楽」に示されるような市民の憩いの場として、また白河市のシンボルとしての存在感を高めることを目的とした整備の基本方針を定めるために策定された。

計画の対象期間は、平成29年（2017）度から令和8年（2026）度までの10年間とし、この期間における整備目標を制定している。計画策定後、10年を経過した時点で計画の進捗状況を踏まえ、計画の見直しを図る予定となっている。

(12) 史跡白河^{ふなだ}・本沼^{もとぬま}遺跡群、白河官衙^{しらかわかんが}遺跡群保存活用計画

白河舟田・本沼遺跡群は、平成17年（2005）に国指定の史跡となり、平成22年（2010）の追加指定を経て、現在の指定範囲になっている。また、白河官衙遺跡群は、平成22年（2010）に国指定の史跡となった。

これらの史跡は、史跡指定後、一部公有化を図ってきたが、現状では大部分が農地および住宅地、山林などとして土地利用がなされており、史跡の将来に向けた保存・管理や、史跡の普及に向けた活用・整備の方法が課題となっていた。そこで、これらの遺跡群について、歴史的価値を踏まえた管理・活用を図り、小峰城跡や南湖公園など、他の遺跡群とともに本市の歴史・伝統・文化を活かしたまちづくりに寄与するため、「史跡白河舟田・本沼遺跡群、白河官衙遺跡群保存活用計画」を策定した。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

「1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題」に対応するため、「2. 既存計画との関連性」を踏まえ、白河市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を以下のように定める。

(1) 歴史的まちなみ景観の保全と歴史的建造物の保存・活用に関する方針

歴史的風致の保全を図るため、所有者の高齢化などにより維持管理が困難となる歴史的建造物や空き家・空き店舗となっている歴史的建造物等の保全に資する事業を推進するとともに、歴史的建造物については、平成31年（2019）3月に策定した「第3期白河市中心市街地活性化基本計画」と連携しながら、保存だけでなく利活用についての支援検討を積極的に行うことで歴史的風致の維持向上を図る。

また、城下町に散在している歴史的建造物をつなぐ施策を充実させることに加え、城下町としての景観の維持向上を図ることにより、来訪者の回遊性を高める。

さらに、歴史的なまちなみ景観への誘導を図るため、第1期計画に引き続き、祭礼運行の支障や景観阻害要因となっている電線類の地中化を推進する。

(2) 文化財の保存・活用に関する方針

指定文化財のうち、国指定の史跡・名勝については、保存管理計画や保存活用計画を策

定し適切な保存・管理および活用に努めることが求められるが、現在のところ計画が策定されているのは史跡及び名勝南湖公園、史跡小峰城跡^{こみねじょうあと}、史跡白河舟田・本沼遺跡群、史跡白河官衙遺跡群の4箇所であることから、今後は他の史跡についても計画的に保存活用計画書の策定を図り、史跡の適切な保存管理に努めていく。

その他の指定文化財については、文化財保護法に基づく保存管理を引き続き行っていく。

県・市指定文化財については、県文化財保護条例および市文化財保護条例に基づき、保存管理を図るとともに、福島県が令和2年（2020）3月に策定した福島県文化財保存活用大綱に基づき文化財の中長期的な保存活用方針を示す計画を策定し、未指定の文化財も含めた包括的な保存と活用に努める。また、無形民俗文化財についても、同計画に基づき中長期的な支援を行い、保存・活用を図る。

未指定の文化財については、重要性や緊急性を踏まえ、市指定文化財候補リストに登載し、文化財指定に向けた取り組みを随時行っていく。

（3）伝統産業や祭礼行事の継承に関する方針

祭礼行事等の無形の民俗文化財については、地域における伝承を支援するとともに、確認調査を行い伝承の持続と変遷の在り方について、絶えず経過を記録していく。

また、それらの無形の民俗文化財を本質的な価値を維持したまま、後世に継承していくためには、中長期的な計画に基づく支援が不可欠である。文化財の指定の有無にかかわらず、これらの祭礼行事等の伝承について、市域全体を視野に入れた包括的な視点とそれぞれの行事の現状にあわせた個別的な視点を合わせた、保存・活用について検討する。

伝統産業の技術の継承については、市内の歴史的・文化的資源を巡る事業を実施する中で、歴史的な町並みとともに地域を支えてきた伝統産業を守り続けることの大切さを広く発信・周知し、技術を継承する人材の確保につなげていく。

（4）歴史的風致の情報発信と郷土愛の醸成に関する方針

本市の歴史的風致について積極的な情報発信に努めるとともに、歴史的・文化的資源をめぐる事業を実施し、本市の歴史・文化に触れるための契機とする。また、本市の歴史・文化に対する理解を深めるため、『白河歴史の手引き「れきしら」』の発行や「しらかわ検定」を実施するとともに、「白河かるた」を作成し、子どもたちが楽しみながら郷土の知識を習得する機会を創出する。

これらの取り組みを継続することで、本市の歴史・文化に対する正しい理解と郷土愛を醸成し、歴史的風致の維持向上につなげていく。

4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制

本計画については、建設部まちづくり推進課を中心として、都市計画、文化財部門との連携により、歴史的資源を活かしたまちづくりを推進する。

また、白河市の歴史的風致の維持及び向上に係る各種事業や取組を庁内関係各部及び各課で調整し推進するため、「白河市歴史と伝統を活かしたまちづくり庁内推進本部」を設置し、円滑かつ効果的な事業推進を図ることとする。

さらに、「白河市歴史的風致維持向上計画協議会」をはじめ、白河市都市計画審議会、白河市景観審議会、白河市文化財保護審議会などの協力や、福島県など関係部局との調整を行い、計画の実現を図るものとする。

「白河市歴史的風致維持向上計画（第2期）」推進体制

